



生活にお困りの方へ エアコン購入費を助成します！

最大

5.4万円補助



自宅にエアコンがない、壊れて1台も動かない…でも買えない。
補助を受けられる可能性があります。ご相談ください！

申請期限

令和6年

9月30日

(消印有効)

対象世帯

以下のすべてを満たしている世帯の方。

- ①江戸川区民であること
- ②自宅のエアコンがない又は故障して1台も使用できないこと
- ③生活保護を受けていないこと
- ④直近3ヶ月のうち、収入基準額を満たす月が1ヶ月はあること
- ⑤申請時の預貯金額が資産基準額を満たしていること

| 世帯人数 | 収入基準額 | 資産基準額 |
|------|------------|--------------|
| 1人 | 137,700円以下 | 504,000円以下 |
| 2人 | 194,000円以下 | 780,000円以下 |
| 3人 | 241,800円以下 | 1,000,000円以下 |
| 4人 | 283,800円以下 | 1,000,000円以下 |
| 5人 | 324,800円以下 | 1,000,000円以下 |
| 6人 | 372,000円以下 | 1,000,000円以下 |

助成対象機器

- ・令和6年5月1日～9月30日までに江戸川区内の店舗で購入したエアコン
※上記期間で申請前に購入している機器も対象
- ・助成対象者の自宅に設置するエアコン（事業の用に供するものは対象外）
- ・助成件数は申込順で30件

問い合わせ先

○区民課・東部事務所・鹿骨事務所の一部、小松川事務所管内

〒132-0021 江戸川区中央1-3-17
生活援護第一課相談係 電話：03-5662-8169

○東部事務所・鹿骨事務所の一部、小岩事務所管内

〒133-0052 江戸川区東小岩6-9-14
生活援護第二課相談係 電話：03-3657-7855

○区民課の一部、葛西事務所管内

〒134-0084 江戸川区東葛西7-12-6
生活援護第三課相談係 電話：03-5659-6610

申請から助成交付までの流れ

1 申請書等の取り寄せ

管轄の担当窓口（表面参照）までお問合せください。
ご自宅へ申請に必要な書類一式を郵送でお届けします。

2 申請書等の提出

令和6年9月30日までに、次の5点を郵送または直接担当窓口へお持ちください。

- ①江戸川区生活困窮者エアコン購入費助成金交付申請書
- ②本人確認書類
- ③エアコンの販売予定価格がわかる資料（Webサイト、カタログ等の該当ページの写し）
- ④世帯全員分の直近3ヶ月の収入がわかる資料
（給与明細、売上・経費がわかる台帳、年金・手当の振込記録等）
- ⑤世帯全員分の直近3ヶ月の通帳の写し

3 書類審査・訪問調査

申請の受付順に書類審査を行います。
審査の結果、要件を満たしていない場合は助成金が不交付になることがあります。
自宅にエアコンがない又は故障している状態を確認するために現地調査を行います。
事前に区の調査員から訪問日時の調整連絡がありますのでご協力ください。

4 交付・不交付の決定

申請者宛てに交付または不交付の決定通知書を郵送します。
交付決定を受けた方には助成金の請求に必要な書類を送付します。

5 エアコンの設置・購入

区内店舗でエアコンを自費で購入し、令和6年12月31日までに設置してください。

6 助成金の請求書等を提出

エアコン設置後30日以内または交付決定通知書を受領してから30日以内に、次の4点を郵送または直接担当窓口へお持ちください。

- ①江戸川区生活困窮者エアコン購入費助成金請求書兼口座振替依頼書
- ②設置したエアコンの購入費等がわかる領収書の写し
- ③設置先住所が記載されている納品書等の写し
- ④助成金振込先通帳の写し（口座名義人、口座番号、店番が確認できる部分）

7 助成金額の確定と交付

交付決定者には助成金額の確定通知書を郵送し、指定口座に助成金を振り込みます。
※助成金がエアコン購入前に交付されることはありません。